平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域(交流及び共同学習)】

教育委員会名	愛媛県教育委員会
指定したモデル地域名	中予地域

概要

モデル地域の構成 (平成26年5月1日現在)

	·
モデル地域	学校数
(学校設置者)の内訳	(学校種別)
愛媛県	高等学校 14 校、中等教育学校 1 校、特別支援学校 5 校
松山市	小学校 55 校、中学校 29 校
伊予市	小学校 9 校、中学校 4 校
東温市	小学校7校、中学校2校
久万高原町	小学校 9 校、中学校 3 校
松前町	小学校 3 校、中学校 3 校
砥部町	小学校6校、中学校1校

【事業概要】

1. モデル地域の特色(特別支援教育に関する事項)

本県は生活圏域により3地域(東予、中予、南予)に大別することができ、県都松山市を中心に3市3町で構成される中予地域は、政治・経済、商業活動の中心地域である。この中予地域には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害の特別支援学校を設置(肢体不自由と病弱は同一校)しており、また、大学や発達障害者支援センター等の特別支援教育に関する関係機関や専門的な知見を有する人材等、教育的資源にも恵まれている地域である。

県教育委員会では、交流及び共同学習を推進するため、特別支援学校小・中学部の児童生徒を対象にした居住地校交流を進めてきた。しかし、都市部であるため、特別支援学校在籍の児童生徒と居住地域とのつながりは薄くなりがちであり、平成25年度モデル地域の南予地域にある知的障害特別支援学校の居住地校交流の実施率が6割を超えるのに対し、中予地域の知的障害特別支援学校の実施率は3割を下回る状態である。

居住地校交流をより推進していくためには、都市部での積極的な取組が必要であることから、中予地域をモデル地域に設定し、その成果の地域内での普及を図ることとした。また、中予地域は特別支援学校数が多く、多様な障害種での合理的配慮の実践研究をすることもできる。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

(1)交流支援アドバイザーの選定

特別支援学校児童生徒の居住地における交流及び共同学習を推進するため、学識経験者等、特別支援教育に関する専門性の高い交流支援アドバイザーを選定し、合理的配慮の充実を図った。

(2) 交流及び共同学習運営協議会の開催

障害のある子供が障害のない子供と共に学ぶために必要な合理的配慮について検討するとともに、計画的・組織的な交流及び共同学習の在り方や実施方法等について協議を行った。26 年度より関係教育事務所及び市町教育委員会担当者が本協議会に参画することで、特別支援学校を所管する県教育委員会と小・中学校を所管する市町教育委員会とが十分連携し、交流及び共同学習が円滑に実施できる体制にした。

(3) 進捗状況の確認

県教育委員会は、対象児童の交流及び共同学習の進捗状況を確認し、助言を行った。

(4) 成果の周知と交流及び共同学習の理解啓発

平成26年度の取組について、成果報告集の発刊と成果報告会を実施した。

【モデル地域内における取組】

(1) モデル地域における居住地校交流の実施

県立特別支援学校4校は、対象児童7名の居住地校交流を年間3回実施する。実施に当たっては、学級への所属感や仲間意識を高めるための交流及び共同学習を創意工夫して実践し、その成果を検証することにした。

(2) 交流支援アドバイザーの活用

交流支援アドバイザー5名は、対象児童1~2名を担当し、合理的配慮について指導・助言を行った。また、協力校の小学校の校内体制を整えるため、教職員に対して研修支援に当たった。

3. 成果及び課題

(1) 成果

ア 計画的・組織的な交流及び共同学習の実施

事前の協議及び事後の検証の場を設けることで、関係する教員が活動内容や合理 的配慮について共通理解して活動に臨むことができ、提供した合理的配慮について は、双方の視点から検証・評価し、次の活動につなげることができた。

また、本年度より関係教育事務所及び市町教育委員会担当者を交流及び共同学習運営協議会の構成員とした。交流及び共同学習の意義やその成果、特に交流学級の

変容による相互理解の深まり等を確認することができ、地域での交流及び共同学習 の推進に向けた市町教育委員会の意識の高揚につながった。

イ 合理的配慮に関する意識の高まり

交流支援アドバイザーの活用により、操作しやすい道具を準備することによって 教員の支援が必要な場面が減ったり、障害のある児童本人からの働き掛けで障害理 解が進んだりと、合理的配慮の視点や具体的な支援の在り方等について、専門的な 立場から助言を受けることができ、教員の知見が広がっている。

ウ 合理的配慮の提供による教育活動の改善

交流支援アドバイザーの助言を得ながら、授業内容を検討し、障害の状態等に応じた合理的配慮を提供することにより、特別支援学校の児童が主体的に活動したり、 得意な面を生かして活躍したりする場面が増えた。また、通常の学級の児童においても対象児童や級友に対して、自らが考えてより良い関わり方をしようとする意識や態度が見られるなど、双方において豊かな人間関係を図っていくことができた。

(2)課題

ア 居住地校交流実施率の向上

交流支援アドバイザーの活用により、より充実した交流及び共同学習となっているが、県全体の実施状況を見ると、居住地校交流を実施する児童生徒数は増えているものの、特別支援学校在籍児童生徒数も増加しており、実施率はほぼ横ばいである。特に、知的障害特別支援学校や中学部の実施率が低いため、本人、保護者、小・中学校教職員等の理解を進めるとともに、有意義な交流及び共同学習とするための方策を検討していく必要がある。

イ 交流及び共同学習の推進体制の確立

平成 26 年度から、交流及び共同学習運営協議会に居住地校交流の推進を目的に市 町教育委員会も参画するようにしたが、地域での交流及び共同学習を強化していく ためには、地域での啓発の仕方や居住地校交流の仕組みなど、県教育委員会と市町 教育委員会が更に連携を図っていく必要がある。

ウ 交流及び共同学習の理解啓発

本事業では、前述したとおり対象校を中心に成果を挙げており、その成果については、成果報告集や成果発表会を通して周知してきた。今後、共生社会の形成を図っていくには、更に交流及び共同学習を浸透させていく必要があり、交流及び共同学習を行う意義やその成果等については、広く理解啓発を図っていく必要がある。